○福祉サービス利用の流れ（介護給付費）

相　談
役場福祉課や相談支援事業所へご相談ください。

申　請
役場福祉課の窓口で承ります。

調査等
生活や障害の状態についての調査があります。

障害支援区分認定
調査をもとに、審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分が決められます。

サービス利用計画案作成
相談支援専門員による、サービス利用計画案提出。利用者は相談支援専門員の予約をとり、作成依頼をしてください。

支給決定
計画案に基づき決定し、福祉サービス受給者証を交付します。

契約・利用
利用したい事業所と契約を結び、利用開始してください。利用料の自己負担分の支払いが必要です。

モニタリング
設定された時期にモニタリングを行い、計画の見直しが必要であれば、適宜変更します。

更　新
更新前には役場福祉課より通知を送付します。